

第67回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成26年7月30日（水）午後2時開会
会 場：S T V北2条ビル 地下1階会議室

1. 開 会

○事務局（山縣みどりの推進課長） お暑い中、ご多忙のところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第67回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、みどりの推進課長の山縣でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項ですが、本日は、三上委員及び山本委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。また、池上委員はお出でになっておりませんが、現在、確認中でございます。

定足数について、委員17名中、現在、出席委員数が14名でございまして、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

◎配付資料の確認

○事務局（山縣みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が第67回札幌市緑の審議会次第でございます。次に、座席表、説明資料、参考資料集をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会におきましては、札幌市公園施設長寿命化計画策定に向けまして、一つ目の公園の機能分担の考え方、二つ目の有料運動施設のあり方、三つ目の公園トイレのあり方につきましてご審議をいただきたいと存じます。

それでは、近藤会長、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

○近藤会長 それでは、きょうは、札幌市の公園施設長寿命化計画の策定の基本的な考え方について、前回は説明だったのですけれども、今回は本格的な議論に入っていきます。

前回は、皆さんから活発に意見をいただきまして、有用な意見も多かったもので、今回もおもしろいアイデアなどを気楽にご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、先ほど、事務局から話がありました三つの項目それぞれにつきまして、一つずつ審議を進めてまいりたいと思います。

最初に、前回のおさらいとしまして、前のスクリーンにもありますけれども、6月23日に開催しました審議会の議論の整理を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） みどりの管理課長の東山でございます。

座ったまま説明させていただきます。

それでは、前回の審議会の整理についてご説明いたします。

前回同様、お手持ちの資料と同じものをスクリーンでも映しておりますので、そちらもごらんいただければと思います。

【説明資料 03】 まず、前回のまとめを振り返りたいと思います。

前回は、長寿命化計画の策定に至る背景と計画の基本的な方向についてご説明いたしました。

背景といたしましては、全国的に公園の老朽化が急速に進行している中、札幌市においても公園の老朽化が課題であることから、札幌市公園施設長寿命化計画を策定することになりました。

長寿命化計画の基本方針は、国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に基づきまして、公園施設の長寿命化の考え方や日常的な維持管理の考え方から構成されています。その基本方針に基づき実施計画を立て、実際に運用することとなります。この基本方針に札幌市は独自の考え方を加えることによって、より効率的、効果的な長寿命化計画にしていくことを考えております。また、これによりまして、さらに多くのコスト縮減効果が見込めます。

札幌市独自の考え方には、公園の機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方のほかに、④といたしまして、バリアフリー化や防災対策、環境負荷の低減についても要素として加えることを考えております。ただ、④その他の項目につきましては、手法や進め方が既に決まっている事柄でありますので、本審議会では④を除く①から③についてご審議をお願いしたいとご説明させていただきました。

なお、前回の審議会の要旨につきましては、（参考資料 1）にまとめ、お配りしております。

【説明資料 04】 次に、本日ご審議をいただく諮問項目の内容について確認したいと思います。

少子高齢化に伴いまして、地域ニーズが変化していることなどにより、札幌市の公園施設には課題が生じております。

課題の一つ目は、公園機能の重複や地域ニーズとのずれがあることです。二つ目は、有料運動施設の施設規模と利用状況にずれがあることです。三つ目は、公園トイレ数が多く、利用の少ないトイレもあることです。

これら課題に対する独自の考え方を長寿命化計画に盛り込むに当たり、考え方やあり方についてご審議をいただきたいと前回に説明させていただきました。

【説明資料 05】 続きまして、前回の審議会でもいただいたご意見、ご質問でございます。

全体的な内容に関します①公園施設の劣化状況とその対応について、②公園施設の維持管理の費用、予算について、③バリアフリー化への対応について、④長寿命化計画における上位計画との関連について、この四つを先にご提示したいと思います。その他、前回の審議会でもいただいたご意見やご質問については、いただいたご意見、ご質問を踏まえた説明資料としておりますので、その中でお話ししていきたいと考えてございます。

【説明資料 06】 まず、一つ目に、公園施設の劣化状況とその対応についてでございます。

あくまでも一例ですけれども、劣化のイメージがわかる写真でご説明いたします。

公園施設の劣化は、写真のとおり、園路の亀裂や遊具のさび、ベンチやフェンスの劣化など、多岐にわたって発生しております。この写真の例では、それぞれの整備後の経過年数が20年から47年となっております。

【説明資料 07】 これら公園施設の劣化に対しまして、札幌市では維持管理や改修を行っております。

欠かせない取り組みといたしまして、左上の写真にありますように、施設の安全点検を定期的実施しております。遊具の場合、月1回の日常点検と年2回の専門業者による定期点検を行っております。点検の結果、劣化が確認されれば、その範囲や規模による部分的に取りかえを行ったり施設自体の更新を行ったりしております。公園にある施設全体の劣化が進んでいる場合には、公園全面の再整備であります公園リフレッシュ整備を実施しております。

【説明資料 08】 二つ目に、公園施設の維持管理の費用、予算についてご説明いたします。

札幌市の公園施設の維持管理予算は、平成13年をピークに減少してきましたが、ここ数年は回復の傾向にございまして、平成25年は約50億円となっております。これは、札幌市全体の予算の0.6%、公園緑化予算全体の約56%に当たります。

この維持管理予算のうち、グラフの青い部分は点検や草刈りなど、日常的な維持管理を行うための管理費で、余り大きな変化はございません。上のオレンジ色の部分につきましては、前のページでご説明しました補修、更新や次のページでご説明いたしますバリアフリー化などを行う整備費に当たる部分で、年度ごとの状況に応じて予算額が変動しております。

【説明資料 09】 三つ目に、バリアフリー化への対応についてご説明いたします。

公園施設のバリアフリー化については、条例や計画などに基づいて取り組んでおります。整備の基準は市の条例で定められており、また、計画は新・札幌市バリアフリー基本構想に示されております。

バリアフリー化を進める公園施設は、特に園路や駐車場、トイレのバリアフリー化については、国の定める目標値に向けて整備を進めている状況です。このうち園路につきましては、国で示している整備目標を達成しておりますが、駐車場やトイレは目標にまだ達していませんので、その他の施設も含め、施設の改修時などに、順次、バリアフリー化を進めてまいります。

【説明資料 10】 四つ目に、長寿命化計画における上位計画との関連についてご説明いたします。

札幌市の最上位計画としてまちづくり戦略ビジョンがございます。このビジョンに基づき、みどりの基本計画のような部門別計画や中期的な実施計画である第3次札幌新まちづくり計画がございます。

それぞれの計画における札幌市公園施設長寿命化計画に関連する文章をこちらのページに抜き出しておりますけれども、いずれの計画においても、地域ニーズを踏まえて効果的

な維持管理を行うといったことが記載されております。

詳しくは（参考資料2）をごらんください。

以上、前回審議会の整理として審議会のまとめといただいたご意見やご質問のうち、全体に関する項目について説明をさせていただきました。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。

○森本委員 ご説明をありがとうございます。

一つだけ確認させてください。

これまでの公園施設の劣化とそれらへの対応をまとめていただいたのですけれども、私の理解では、まず、安全確保を最低レベルの維持の主目的とされていて、直接的に危険とは見なされないような、さびているとか見かけが悪いと場合には特に対応してこなかったために（説明資料06）のような状態になっているという解釈でいいですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 維持管理費や整備費の中で劣化した遊具の対応を行っておりますけれども、必ずしも全てを十分にできるものではございません。ですから、先ほど、委員がおっしゃいましたとおり、安全・安心に係る部分を最優先として修繕や交換等を行っております。

○近藤会長 ほかにございませんか。

会長が質問するのも何なのですけれども、（説明資料08）についてです。

平成17年から整備費の予算が上昇気みですけれども、理由を教えてください。特に理由はないのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 札幌市全体の予算といたしまして、縮減傾向といたしますか、緊縮、財政の引き締めということで、整備費や管理費につきまして、シーリング対応をいたしまして、全体の予算を絞ってきております。その中で公園に关します予算につきましても右肩下がりとなりました。

○近藤会長 しかし、平成18年から上がってきていますね。世の中は下がり傾向にあるというふうに思っているのですけれども、上がってきたのはいい話ではありますね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 平成21年度から公園施設のバリアフリーや老朽化施設、公園の更新に対応する国の補助事業が創設されまして、補助金をいただいて整備することが可能になったことから、予算が増加に向かっております。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 なければ、次の審議に入りたいと思います。

先ほど、（説明資料01）でご紹介がありました三つの項目についてです。

次第の（1）公園の機能分担の考え方、（2）有料運動施設のあり方、（3）公園トイレのあり方についてという審議事項があります。

まず最初に、初めの公園機能の分担の考え方について審議していきたいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） それでは、公園の機能分担の考え方についてご説明いたします。

【説明資料 12】 初めに、考え方の前提である公園の分類と誘致圏についてご説明いたします。

まず、公園の分類です。

住区基幹公園という身近な公園について、規模の小さなものから、街区公園、近隣公園、地区公園がございまして、それぞれ標準面積や誘致圏が設定されております。公園には、そのほかにも総合公園や運動公園などありますが、公園の大多数を占めるのが住区基幹公園の中で規模の一番小さな街区公園になります。街区公園の標準面積は0.25ヘクタール、つまり、2,500平方メートルですが、実際の面積には幅がありまして、1,000平方メートル未満の狭小公園も多く存在いたします。

【説明資料 13】 次に、公園の誘致圏という考え方です。

これは、想定する公園利用者の範囲をあらわしております。緑色の街区公園は誘致圏が250メートル、赤色の近隣公園が500メートル、青色の地区公園が1キロメートルになります。理想的に配置されますと、モデル図のようなイメージになります。

【説明資料 14】 それでは、本題に入りまして、課題の概要をご説明いたします。

まずは、狭小公園の密集についてです。

背景といたしましては、昭和44年に開発行為では開発面積の3%以上を公園緑地として確保することが制度化されておまして、札幌市では昭和47年の政令指定都市移行を契機に開発行為が進んでいくのですが、小規模な単位での開発行為が多く、それに伴って狭小な公園が多数整備される結果となりました。

右側に例がございまして、例えば、2万平方メートルほどの開発単位では、その3%に当たる600平方メートルの狭小公園が整備されます。その結果、一つの街区公園の誘致圏の中に小規模な公園がたくさん含まれる状態にある地域が数多く存在いたします。

札幌市で狭小公園がどのように分布しているかにつきましては、本日お配りしました別紙の（参考資料3）に市域全体の状況がございまして、この図では赤色で小さく点になっておりますが、これが1,000平方メートル未満の狭小公園です。ピンク色の円がその誘致圏となっております。また、その裏面には、もう少し拡大しまして、具体例といたしまして西区の例を図に示してございまして、狭小公園が地区によってかなり密集していることがおわかりかと思っております。

【説明資料 15】 続きまして、公園の機能、特に遊具の種類に重複が見られる課題についてご説明いたします。

これは、かつて比較的小規模な公園は児童公園という位置づけで整備されてきたことが背景にございまして、児童公園は、子ども主体の利用を想定し、遊具重視の整備を進めてき

ました。特に、ブランコ、滑り台、砂場の三種の神器とも呼ばれる遊具が数多くの公園で見られます。なお、児童公園は、少子高齢化などに伴い、平成5年に街区公園と名称が変更になってございます。街区公園では、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層を対象としております。

【説明資料16】次に、近接する狭小公園で機能が重複している例です。

写真のとおり、わずか20メートル、道一つ隔てたところに二つの狭小公園があり、滑り台と砂場が重複してございます。

【説明資料17】次に、平成21年に街区公園の利用者数調査を行ったところ、狭小公園の多くは利用者が非常に少ない状況にあることがわかりました。これは、公園面積と利用者数が相関関係にあることなのか、狭小公園が現在の地域ニーズに適合していないことも背景にあると考えられます。

ご参考までに、お手元の（参考資料4-1）に同じ調査の結果をまとめてございます。

調査では、面積と利用者数に相関関係はございますが、告示年度や周辺住民の年齢構成と利用者数との相関については、関連は特に見られませんでした。

また、（参考資料4-2）の平成25年に行った公園に関する市民アンケートをご用意いたしました。

裏面の中段の（7）でございますが、この中で現状の公園を誰もが楽しめる場所にするためにはどのようなことが大切かという質問に対しまして、「犯罪や非行が起こりにくい安全安心な公園とする」に続いて、「ベンチなどの休める場所を増やす」という回答が38.8%と多く、休養機能のニーズが大きいことがうかがえます。

【説明資料18】に戻りまして、札幌市では、こうした課題の対応として、公園の機能分担を進めたいと考えております。

考え方のイメージ図がこちらです。

現状では、どの公園にも同じような遊具があるなど、機能が重複しているため、比較的大きな公園に利用が集中するなどし、狭小公園では利用率の低下の一因となっていると考えられます。この状態に対し、地域ニーズに合わせて公園機能を分担、再編することで、例えば休養と広場主体の公園には憩いの場としての新たな利用が生まれたり、また、保育園のそばの狭小公園を幼児用遊具主体の整備とすることなどで子どもの年齢によって公園の選択ができたりできます。このように、地域ニーズに合った整備をすることで、公園の利用促進を図ることに加え、機能重複の解消により施設料が低減され、コスト縮減も期待できると考えております。

【説明資料19】次に、具体的に機能分担の対象となるケースですが、同一誘致圏、すなわち250メートルの中に狭小公園がある場合に機能分担を図ります。

まず、面積が1,000平方メートル以上の大きい公園を核となる公園といたしまして、遊具等のレクリエーション機能主体の公園といたします。1,000平方メートル未満の狭小公園は、遊具等を撤去し、休息や広場など、公園機能を絞った整備といたします。1,

000平方メートル以上の核となり得る公園がない場合は、おのおのの公園で機能分担をすることといたします。このような考え方をした場合、対象となる狭小公園は777カ所となり、街区公園全体の33%になります。

例といたしまして、北区における機能分担対象公園を示した地図を（参考資料6）につけております。これについてスクリーンでも少し説明させていただきます。

赤色で示しておりますのが1,000平方メートル以上の核となり得る公園です。この場合、北27条牧場公園でございます。その右側にあります黄色が、機能分担をして公園機能を絞る狭小公園で、ここでは北27条パンダ公園でございます。左上の緑色の公園が機能分担の対象とはならない公園で、ここでは北27条あすか公園でございます。機能を絞る対象となるのは、その公園の誘致圏がほぼ全てほかの公園の誘致圏に覆われていることが条件となります。

黄色の北27条パンダ公園は、北27条牧場公園やその他上下左右にあります緑色の公園の誘致圏の中にほぼ覆われておりますため、機能分担の対象となります。対して、誘致圏がほかの公園の誘致圏に全て覆われていなければ対象とはなりません。北27条あすか公園につきましては、誘致圏に覆われていない部分が一部ございますので、機能分担の対象とはなりません。

【説明資料20】説明資料に戻っていただきまして、機能分担を行う上で地域のニーズを把握することが重要になります。そのための進め方として、まずは機能の分担を一体的に考えられるよう対象となる公園を同時に計画いたします。また、計画に当たっては、地域特性や意向を考慮するため、地域への説明会やワークショップを開催し、意見を取り入れます。その結果、機能を絞った公園の整備内容が地域の特性や意向により、ベンチなどを主体とした公園、植栽などを主体とした公園など、さまざまなケースが考えられます。

なお、改修後の公園を地域が雪置き場として利用したい場合には、札幌市と地域町内会で協定を結びまして、一定のルールのもとで利用できる制度がございます。昨年度末で1,101公園が利用されてございます。

【説明資料21】札幌市では、公園の機能分担の考え方を取り入れた整備を平成20年から試行的に実施してきておりまして、昨年度までに32カ所の狭小公園を整備いたしました。その結果、整備前に比べまして、遊具総量がおよそ半分に減っております。また、通常のリフレッシュ整備に比べて整備コストも約24%削減されております。

【説明資料22】機能分担の試行例といたしまして、昨年度に南区北ノ沢で実施した事例をご紹介します。

地図の赤色の北の沢山の子公園は4,398平方メートルの街区公園ですが、これを核となる公園とし、遊戯機能を主体とした再整備を行ったものに対し、地図の緑色の338平方メートルの藻岩ころころ公園を地域要望に基づき、遊具を撤去し、休養施設と広場を主体とした再整備を行いました。

この地域要望の詳細につきましては、別紙の（参考資料5）をごらんください。

(参考資料5)の一番下の段です。どのような施設ができればよいかという問いに對しまして、「小さな子供たちが遊べる遊具」よりも「休める場所」という回答が最も多いという結果になってございます。

【説明資料23】本編に戻りまして、こちらは、藻岩ころころ公園の整備前後の写真と平面図になります。写真ではわかりにくいのですが、下の図面のとおり、滑り台やブランコ、砂場、鉄棒が撤去されまして、休息や広場主体の公園となっております。地域のニーズを把握して整備内容を決定した例となります。

【説明資料24】それでは、公園の機能分担の考え方についてのまとめです。

公園機能の重複や地域ニーズとのずれという課題に對しまして、公園の機能分担を実施していきます。同一誘致圏に狭小公園がある場合は、1,000平方メートル以上の公園を核となる公園とし、1,000平方メートル未満の狭小公園は、遊具等を撤去し、機能を絞って整備いたします。核となる公園がない場合は、おのおのの公園で機能分担を行います。また、機能分担の計画に当たっては、地域への説明会やワークショップを開催し、意見を取り入れて検討を進めていきたいと考えております。

公園の機能分担についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

審議事項の一つ目の公園の機能分担の考え方についてご説明をいただきました。

ご説明の資料につきまして、ご質問やご意見をお受けしたいと思います。

この公園を機能分担していくことについて、いいという賛成のご意見もいただきたいですし、ここは問題ではないかというふうなご指摘でもいいです。また、新しいアイデアもいただけたらと考えていますので、気楽にご発言をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○高橋委員 この基本的な考えの中には、公園の廃止という考え方もあるのでしょうか。

○事務局(東山みどりの管理課長) 公園の廃止につきましては、現在、都市公園法におきまして、公園の保存規定がございます。ですから、その上に新たな都市計画道路がかぶさるとか特殊な場合を除いて公園の廃止はできないと法律で規定されておりますので、今のところ、そこまでは考えておりません。

○山田委員 似た意見ですけれども、潰すことも考えていいのではないかと思うのです。特に狭小公園の場合は、(説明資料14)で出ていましたけれども、昭和44年に開発業者から3%の寄贈を受けているわけです。ですから、言ってみると、無計画にできてしまった小さな公園を潰して、もう一つの別な公園を買って面積をふやすなど、スクラップ・アンド・ビルドみたいなことは全然考えていないのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局(東山みどりの管理課長) 開発行為で帰属しました公園につきましては、開発時の住民の方がその土地代も負担しているという問題点もございます。確かに、小さな公

園をなくして新たな大きな公園をつくることにこしたことはないかと思えますけれども、現状ではそういった取り組みがなかなかできない状況にあります。

今回につきましては、長寿命化計画のための公園施設のあり方という点でご審議いただければありがたいと思います。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 今の統廃合の話です。

先ほども申しあげましたけれども、現時点では都市公園法の保存規定があって、これはハードルが非常に高く、むやみに廃止してはならないとされています。とは言いながら、山田委員がおっしゃられているように、こういう時代ですし、統廃合やスクラップ・アンド・ビルドをしていかないと、なかなか立ちいかないのではないかと思います。そこで、我々も、こういった機能分担の考え方を整理する中で、極論と言えそうですけれども、そのほうが効果が当然高いことも十分認識しております。

例えば、地域のエリアマネジメントの中では、公園だけではなくて、学校は特に先行してやっていますけれども、公共施設のエリアマネジメントをどうしていくのかということがこれからの人口減の時代に向かって当然起きてきます。そこで、公園だけではなくて、公園もその一つとして、公共施設の地域の中でのあり方については、将来的には統廃合も含めて考えていきます。例えば、公園であいた土地を別の公共施設に転用したり、極端に言えば売却もあるかと思えます。

単純な廃止は今の保存規定の中ではなかなか難しいので、山田委員が言われたように、別の場所に新たに公園の用地を確保することは、場合によると思うのですが、今後、いろいろなケースの中で検討の余地があると思います。

例えば、北九州では人口が非常に減ってしまっていて、そういった取り組みが非常に進んでいます。そこで、大規模な公共用地があいたところに新たに公園をつくって、そのかわり、別の公園を廃止する取り組みをやっているところも実際はあります。ただ、札幌の今の状況の中では、すぐにそうすることは非常に厳しいのですけれども、いただいたご意見は大事なことです。機能分担とは別次元で今後は具体的に検討の場を設けていきたいと思っております。

○飯田委員 公園の機能分担の試行で32カ所の狭小公園を整備したと（説明資料21）にありますね。そして、コストは24%減っているとありますけれども、利用者数の変化についてのデータはあるのでしょうか。整備されたことによって利用する人が減ったのかふえたのかというデータがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 整備が既に終わりました狭小公園の機能分担を行った例について、利用者の変化などを調べた調査はございません。

趣旨は違うのですが、平成20年に整備を行いました二つの狭小公園について、その後どのような考えをお持ちかについてアンケートを行ったことはございます。

ここは、遊具がなくなって広場になったような狭小公園ですけれども、その整備に関しましては、改修後にとったアンケートで賛成の方が50%、どちらとも言えないと答えた

方が32%、反対の方が18%であり、半数がやってよかったというアンケート結果になってございます。

○近藤会長（説明資料20）でも、機能分担をする際にも地元への説明会とかワークショップをやって、反対が強ければやめるということですね。ですから、賛成意見があつてやるのだから、終わった後も皆さんまあまあ満足だとなるのだと思います。

○久保田委員 環境財団の久保田と申します。

前は都合がつかないで欠席をさせていただきました。

ただいまのご質問にも関係することで、公園の整備のそもそもの考え方がわからないこともありまして、教えていただきたいと思ひます。

ただいまのご質問との関係でいえば、個々の公園の利用者をふやすこと自体は公園の整備の目標として考えていかなければならないことなのではないでしょうか。コストについては当然考えていかなければいけないと思うのですけれども、住民ニーズ以前に、利用者数をふやしていくことが目標なのかどうかです。

また、それに関連しまして、（説明資料17）に狭小公園の利用者の現状の図がございまして、公園面積と利用人数の相関がきれいにとれているというお話がありましたね。そこで、ただいまの質問と重複するかもしれないのですが、面積規模が小さければ利用人数が少ないのは当然ではないかという気がするのです。規模が小さいにもかかわらず利用人数が少ないのはニーズがないと理解していいのでしょうか。この図の解釈として、人数が少ないければニーズがないのかと考えていいのかどうかをお聞きしたいと思ひます。

○事務局（東山みどりの管理課長）一つ目のご質問の利用者をふやすことが公園をつくる目的かについてです。

もちろん公園にはいろいろな機能がございまして、例えば花壇でまちに潤いを与えるという機能もございまして、せつかくつくる公園でございまして、我々としては多くの方に利用していただきたいと考えてございまして。

2点目の面積と利用者の関係についてです。

やはり、一般的には、面積の大きいところほどいろいろな施設がございまして。遊具の数やベンチの数は、面積がふえるほど多くなります。しかし、ただ単に面積と利用者が関連するのか、あるいは、そういった施設数がふえることによって利用者数がふえるのかまではわからないのですけれども、一般的に大きな面積ほど利用者数がふえているという関係がございまして。ですから、小さな関係で利用者数が少ないところにつきましては、できるだけ今ある遊具ということではなくて、地域のニーズに合わせた機能を持たせた公園に変えていきたいので、こういった取り組みを試行的に行つてきております。

○久保田委員 前回の議論に参加していないので、議事録を拝見させていただきましたが、それでわからなかったのは、先ほどご説明にあつたアンケートで、こういう機能が使われているとか、どちらかというところこういう機能が欲しいということは聞けば出てくると思うのです。しかし、札幌市の公園の政策全体に対する市民からの具体的なニーズみたいなもの

のは出てきているものがあるのですか。

今のご説明のように、小さければ利用者が少ないのはある意味当たり前でもありますし、使われるということはもちろんニーズに応じていけることになると思うのですけれども、先ほどのご質問にもありましたように、データを把握されていないとはいえ、機能を絞っていけばその分、利用が減る可能性も一方ではあるわけですね。ですから、どういう具体的なニーズに応えなければならなくて、何を目標にしたらいいのか、正直に言うと、よく理解できていないのですけれども。

○事務局（東山みどりの管理課長） もちろん個々の公園の整備につきましては、そのときそのときで地域のニーズを把握するようにいたしております。札幌市の公園全体ということでございましたら、先ほど（参考資料 4-2）でお示しましたように、いろいろな公園についてのアンケート調査で市民の皆さんの考え方やニーズの把握に努めてきております。

こういった中で、身近な公園にどういった感想をお持ちですか、どういった公園になったらいいと思いますかというような質問をしており、身近な公園についてはベンチの休める場所をふやしてほしいというような回答が多かったという結果でございました。

○近藤会長 図としては（説明資料 17）がなくてもいいですね。これを入れるからややこしくなったのです。結局、時代が流れることによって当初に目的とした子ども中心の機能から違う機能もあったほうがいいのではないかとなったので、それを地元の人と考えましようという流れですね。

○事務局（北原みどりの推進部長） みどりの推進部長の北原でございます。

（説明資料 15）を見ていただけますか。

昔は児童公園、今は街区公園と言っているという説明が書いてあるのですけれども、昔の児童公園は、用途、目的、施設をかなり政策的に限定していた公園です。そして、基本的には、この三種の神器をつければいけないという国の通達があったのです。ですから、小さい公園でも、どこでも同じものをつけていました。それが平成5年に至るまでの公園の実態です。

ですから、先ほどおっしゃったように、ニーズがどうかという以前に、こういう公園をつくりなさいという時代が長く続いてきました。しかし、平成5年以降は街区公園として地域のニーズを踏まえた公園をつくっていいとなり、地域のニーズは何なのだとすることが今の我々の悩むところであり、工夫できるところです。

そこで今何をやるかと言っていると、昔は画一的なステレオタイプの公園がいっぱいあるのですが、それでは役に立たないのではないか、どうせ利用が少ないのだったら、もっとバラエティーに富んで管理コストもかからないようなつくり方に変えていっていいのではないかということが今回の機能分担の趣旨です。

ですから、そういった時代背景と整備の背景があったことをご理解いただけるとよりわかりやすいのかなという次第でご説明させていただきました。

○小篠委員 今の一連のお話を含めて、ご意見を言いたいと思います。

この長寿命化計画は、ほかの言葉で置きかえればストックマネジメントと理解してよろしいのですね。そうしたときに、維持管理コストの話は、むしろ予算的にはふえているということです。また、上位の法律がある中で個数を維持するということです。そして、予算を確保できるという前提の中で、陳腐化した機能をどういうふうに変換するかということで、これは決まっていることだということから議論し始めないと話がいろいろなところに行くことになるのかなと思います。ですから、それをまず確かめたいと思います。

ほかの公共施設だと話が全然違って、コストをどんどん削減していかなければならない、税金をこれ以上投入できないのでまとめていく、あるいは、複合化していく云々となります。冒頭にご質問としてそういう話も出てまいりましたが、そういうことがあるということが前提に、維持管理のコストは公園に対してはかけられるので、個数はキープし、それをうまく今のニーズに合うような形で変換していきましょうということなのかをお聞きしたいと思います。それを理解していかないと議論ができないのではないかと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 公園の予算についてです。

先ほどの（説明資料 08）の表ですけれども、公園の維持管理に係る予算のうち、日常的な維持管理費用は青色で示していて、ふえてはおりません。今ふえてきているのは赤色の部分で、改修や補修、あるいは、バリアフリーに係る部分にお金をかけられる状況です。ですから、個数はキープしていくことになりますと、日常的にかけられる費用については横ばいとなり、個数がそのままであれば、維持管理費は余り変わらないのかもしれませんが、しかし、現実としては、安全・安心という観点から重点的にお金をかけ、さびを落として塗装するなどまで手が回らない部分もございますので、コスト縮減を図ることによってそういったところの手当てをし、安全・安心についてももっと十分に対応ができますので、全体としてコスト縮減を進めていきたいと考えております。

○小篠委員 なかなか難しい話だと思うのですが、そうすると、個数は減らせないわけですから、維持コストがかからないような公園整備を図っていくという話なのですね。公園の箇所数は減らさないわけですね。そこで、陳腐化した三種の神器などを何とかうまく切りかえていきたいというような話だと理解すればよろしいのでしょうか。

その話はわからないわけではないのですが、やはり、その裏にはコスト削減の話がどうしても出てくることになれば、冒頭の話のようなお話になると思うのです。

札幌市全体では公園の面積を多く持っているのですが、都心の中に公園がないというパラドックスがあるのです。ただ、それは置いておいて、住宅地には公園がかなり多くあるということですね。一方で、公共施設をどういうふうの有効活用していくのかという話を公園の予算の中だけで考えようということは長期的に見るとやっぱりつらいのかと私は思います。ほかの部門が管理されている公共施設が統廃合したり、むしろほかの公共施設の誘致距離がおかしなことになっていってしまっているのです、それを本当は移設したり、統廃合したりしたいのだけれども、その用地が不足しているという問題も実態としてはあり

ます。そうした中で、公園という用地をうまく活用できないかというような投げかけは、オール札幌市で考えればあってもいいのではないかと思うのです。ですから、その辺のところの視野も少し持っていたほうがいいと思いますが、それは冒頭に答えられていましたけれども、非常に重要な視点ではないかと思っている次第です。

先ほど僕が確認したのは、そういう流れの中で考えているのですねということで、その中では別におかしなところはそれほどないとは思いますが、もう少し先を見て考える視点も入れておいていいのかなという意見です。

○近藤会長 今回、札幌市から審議してほしいということは、公園の機能分担の考え方です。先ほど北原部長が言われましたように、時代の流れに応じていろいろなニーズが変わってくるので、その中で機能分担を考えていこうということで、これに絞った議論にしていきたいと思います。ただ、それと関連して、もうちょっと大きな考え方も含めて言ってもいいのではないかというご意見だったと思います。

○石垣委員 前回欠席しました子ども会の石垣と申します。

(参考資料6)で公園の機能を変えていこうとありましたが、私が思ったのは、昔、北27条に牧場公園とかエルム公園という名前がついた子ども会がたくさんあったのです。それは、先ほど部長がおっしゃったように、児童公園の要望でこういう公園をつくっていかれたからではないかと思いますが、現在、子ども会は統廃合されてだんだんなくなっています。それは、子どももいなくなっているからです。もう一つの南区でも、やはり子どもがいません。

そういう地域がたくさん出てきているので、対象とする利用者は子どもではなく、もっと違うところに視点を変えて、それこそ先ほどおっしゃっているように、ニーズに合わせた公園機能としていくように進んでいかないといけないと思います。利用する子どもがいないところに児童施設や遊具施設を置いておいてもということもあるかなと思います。

○近藤会長 この機能分担には賛成というご意見ですね。

○大高委員 この公園の機能分担の考え方についてみどりの推進部の考え方が示されていましたが、機能分担の考え方はこれでいいのではないかと思います。

30年以上も前の話になりますけれども、当時、札幌市民の緑に対する市民要望が非常に強かったのです。それで児童公園100箇所作戦、それから、札幌市内を緑でずっと囲む札幌市の環状グリーンベルト構想がありましたね。あれから30年たって、児童公園数も構想も実現してきました。

ですから、札幌市民の緑に対する要望は当時から相当充実してきているから、市民からは強い要望はそれほど出てこないのではないかと思うのです。今は、何ととっても一番強いのは除雪に対する要望です。物流の確保をしてほしい、市民生活に支障がないようにしてほしいというものです。

30年前は、札幌市民からは緑豊かな都市をつくってほしいという意見が多く、市民要望も非常に強かったですから、児童公園100箇所作戦などで努力されてこられたのだと

思います。

そこで、今、公園の機能分担の考え方について、そういうことを踏まえた上で考えますと、この考え方でいいのではないかと思います。その後にもた出てくるとは思います、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方について、私も特に公園トイレのあり方については意見を持ってまいりましたけれども、公園の機能分担の考え方については市の考え方のおり支障がないと思います。

○椎野副会長 今ご審議いただいている公園の機能分担については、ご説明いただいた資料を見せていただきますと、方向性としては合理性がある妥当なものではないかと考えます。

その上で、少子高齢化や人口減少と言われている中で、しかしながら、都市公園というのは都市に住む子どもの遊び場として依然として重要な役割を持っているのではないかと考えております。ですから、子どもの人数は減っており、全体としては公園で遊ぶ子どもは減っているけれども、遊び場として都市公園は重要な役割があるということを考える必要があるのではないかと思います。

そこで、2点ほどお尋ねしたいことがございます。

今出していただいている（参考資料6）についてです。

機能分担の考え方としては合理性が非常にあると思うのですが、例えば2公園間に河川や高速道路などの分断要素があり、生活圏が明らかに分断されていると判断されるような場合はこの限りではないという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 分断要素が入った場合には誘致圏がそこで途切れるという考え方で整理しております。

○椎野副会長 2公園間が連続する生活圏である場合に限って、こちらの機能も分担させるという考え方ですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） ですから、カバーする公園とカバーされる公園の間に分断要素がある場合はカバーされないという考え方です。

○椎野副会長 その辺は、地域によって実情が違ふと思いますので、実態に配慮した計画にしていきたいと思います。

それから、揚げ足をとるようで恐縮ですけれども、（参考資料 4-1）の図3の年少人口の割合と公園利用者数です。

これは年少人口の割合と利用者数をグラフにされているのですが、きょうは無理だと思ふのですけれども、ぜひ別の機会があったら、子どもの人数と地区の年少人口と利用者数でもう一度作り直しされてはいかがですか。つまり、割合はあくまで地区全体の人数に影響されますので、10%でも、1,000人だったら100人ですし、1万人だったら1,000人になるわけで、子どもの実人数でグラフをつくり直されたほうがいいかと思ふます。多分、多いほど多いという傾向が出るのではないかと思います。それが何かというところがあるのですが、少なくとも傾向が少しは見られるかなと思ふましたので、次回

以降に機会があれば教えていただきたいと思います。

○近藤会長 ご指摘が幾つかありまして、子どもの遊び場としての考慮もちゃんとしておいてくださいということだったのですけれども、基本的にはこの機能分担の考え方には賛成だというお話だったと思います。

ほかにございませんか。

○上田委員 私も総論では賛成で、機能分担は必要だと思っております。

しかし、一つ気になるのは、(説明資料 18) や (説明資料 20) の具体的にどのように分担していくかという方向性についてです。先ほど小篠委員がおっしゃったみたいに、18 ページには保育園と書いてありますけれども、こういった具体的な機能分担の整備の方向性みたいなものは、もし可能であれば、きちんと明示していただいたほうが皆さんは賛成しやすいのかと思いました。

(説明資料 20) の「地域への説明会やワークショップを開催し」という一言だけで全部ひっくるめられてしまっているところが不安な要素です。せっかく地域のニーズに応えたバリエーション豊かな公園整備が期待される一方で、本当にそれが実現するのかというところが伝わりづらいのが今の問題なのかという感想を持ちました。

○近藤会長 バリエーションの具体例みたいなものがたくさん例示されれば良いということですか。

○上田委員 具体的にどのように検討していくかという方向性があったほうが良いと思います。単に「説明会とワークショップです」では弱くないかということです。

例えば、地域の実情をきちんと把握した上でなど、先ほどのお話にあったように、他の公共施設の関係性からといった言葉は入っていてもいいのではないかと思います。

○近藤会長 いいお話をいただいたと思いますけれども、よろしいですか。

○事務局(東山みどりの管理課長) いただく答申案につきましてはこれから検討いたしますので、きょういただきました審議会のご意見を踏まえて、案の作成の検討をしていきたいと考えております。

○近藤会長 地域の説明会、ワークショップなど、市の考え方をもうちょっと入れられたらどうだろうかというご意見だったと思います。

○大高委員 先ほど言い忘れました。

公園の利用を高めるということは、公園をたくさんの市民に利用してもらうほうが良いという考え方でしょうけれども、公園というのは都市空間の中で癒やしの空間であり、あることによって癒やされる空間ですから、必ずしも子どもたちや大人が利用していれば良いということではないと思うのです。

これはスポーツ公園とは違って、特に街区公園や近隣公園については、逆に静かでも良いということです。今は夏休みですから、子どもたちがわんさかと来て、大いに騒いでいます。しかし、学校が始まるとまた静かになります。利用されていない静かな公園もあるわけです。ですから、お年寄りから若い子どもたちまで、全部が全部使われなくてはいけ

ないという公園の利用促進策をあえて行政がやる必要はないと思います。癒やしの空間であるということであれば考え方も違ってくるのではないかと考えております。

これは、私の意見です。

○近藤会長 ありがとうございます。

緑の効果というのはいち分野で扱うことでありますので、公園があること自体に価値があるという考えには私もある程度賛成の部分がございます。ご意見として承りました。

ほかにございますか。

○新海委員 基本的に、用途や機能分担の考え方については私も賛成です。

ただ、(説明資料 14)に、以前の多数の小規模な開発行為によって狭小公園がふえてしまったとあり、開発行為の3%というルールが今も同じなのでしょう。また、今はこの小規模な開発がそんなに多くはないのでしょうか。もし同じような状況だとすると、結局、エリアマネジメントによって策定していただいても、同じような事例がどんどんふえていってしまうと余計な予算がその際にふえてしまうこともあるのかなと思います。

ですから、国の法律や開発行為の都市計画でやっていくのは難しいのかもしれないのですけれども、実際に開発行為をする際に近隣でどれぐらいの公園があつて、それも踏まえて全体で必ずしも3%とらなければならないのか、また、ほかで3%以上とっているのであれば、開発行為の中の公園はそこまでパーセンテージをとらない、もしくは、なくてもいい、逆に今回の開発行為の中でパーセンテージをふやすので、ほかのところはやめていくとかというように、全体を見てこれからやっていけるのであれば、検討していただければと思います。

ですから、ルールが今も同じなのか、小規模な開発はふえていないのか、そして、今後考えるのに当たってそのような検討ができるのであればお願いしたいと思います。

○事務局(東山みどりの管理課長) 3%のルールについてです。昭和63年の改正時に最低面積を150平米と定めておりました。平成23年の改正で最低面積を500平方メートルに引き上げてございます。それに足りない開発面積の場合には、札幌市で買い増して500平方メートルにします。ですから、現在は500平方メートル以上となっております。

また、開発区域が既にある公園の誘致圏で覆われている場合には、帰属の部分の免除をするという規定もそのときにつけてございます。

○近藤会長 わかりにくかったのですが、結局、開発面積の3%以上という規定がまだ生きているのかについてはどうですか。

○事務局(東山みどりの管理課長) 3%は生きておりますけれども、帰属する最低の面積が150平方メートルから500平方メートルに上がってございます。

また、これまでは免除規定がなかったのですが、開発区域が500平方メートル以上の既存の公園の誘致圏に囲まれている場合には免除をするという規定をつくってございます。開発行為自体の数は一時期に比べてペースはかなり落ちついておりました。改正後、札幌

市に新たに公園が帰属した事例はございません。

○近藤会長 三つ目は質問がよくわからなかったので、もう一度お願いいたします。

○新海委員 結局、狭小公園がこれ以上ふえなさそうなのであれば、機能分担を進めていけば予算的にも縮小でき、先のことや新しく生まれることは考慮しなくても大丈夫ということですね。

○近藤会長 そうだと思います。

○小篠委員 今のお話と関係するわけですが、そうすると、既存にある狭小公園が非常に問題になるわけですね。それをどういうふうに機能分担するかという話がテーマだと思うのです。

そこで、先ほどエリアマネジメントというようにお話をされましたが、既存施設をどういうふうに利活用するかが基本的な考え方にあるわけでしょうから、公園としてどう利用するか、どういう公園の質を担保することがそこに暮らしている人たちにとって重要なのかという話も公園というくくりの中ではあると思うのです。

例えば、その住区をどういうふうに安全に暮らせるような状態にするのかとなれば、狭小公園を集めて、緑道のような形にして、歩行者空間をつくっていくようなマネジメントだってあり得るわけですね。ですから、マネジメントという言葉が非常に重要な言葉として出てくるのではないかと考えています。

単独の狭小公園だけがぼつぼつあるのは、帰属されたものだから、維持管理をしてきたのだけれども、これからは空地も一緒につなげて、買うと。今、開発行為の申請がないとおっしゃっていましたがけれども、街区では空き家や空地が出てくるように変遷していくのであれば、地域の住環境を逆に上げていくようなやり方もあるのではないかと考えています。ですから、その辺も考慮の対象に少し入れていただくことはあるのではないかと考えています。

○近藤会長 先ほど、上田委員も言われましたように、（説明資料 20）の地域への説明会やワークショップも開催しとあり、ここで札幌市が提案されているのは幾つかのパターンの機能分担で、小篠委員が言われたのもその一つかもしれないけれども、例えば緑道みたいなものに組み入れることも可能なのかということです。エリア全体の計画の中でそういうことも可能でしょうか。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 可能かと言われれば今即答はできないのですが、2年ほど前にまちづくり戦略ビジョンをつくったときにいろいろな部局のメンバーが集まって議論いたしました。郊外部では特に人口が減ってきて、住む人がいなくなって、空き家や空き地がふえます。また、公共施設では、道路や公園では、子どもが通らない、高齢の人も使われないという事態が当然起きます。ですから、そういったエリアマネジメントを考えた場合に、部局部局でやっては立ちいかなくなるかと思っています。そこで、非常に極論ですが、区画整理をもう一度し直すという話も出ました。

それはアイデアレベルの議論だったのですが、これは全国的な問題でして、近い将来にそういった実態が必ず来ると考えています。そこで、そういう機運が高まった暁には、

今、委員が言われたように、狭小公園を全部集めて緑道にするなど、空き地に公園にはしなくても木を植えるたり農園にしたり、エリアの再構築の中ではいろいろな選択肢が出てくると思います。すぐに具体的にするのはなかなか難しいと思うのですが、そういった生々しい議論も戦略ビジョンの中でもいろいろな部局の人が集まってやっていたということはございます。

○近藤会長 時期はまだ早いかもしれませんが、考えていないことではないということです。

それでは、上田委員、お願いします。

○上田委員 今の議論に関連して、先ほど大高委員もおっしゃっていたみたいに、公園の機能には利用価値と存在価値があるかと思うのです。公園のニーズを把握するというと、アンケートではどうしても公園に関するニーズの調査になってしまうかと思うのです。

そこで、これは私の個人的なお願いですが、公園のニーズを把握するようなアンケート調査を使ってしまうと、どうしても利用価値を満たすような公園整備しかできなくなってしまいますので、先ほど小篠委員がおっしゃったみたいに、まちづくりのアンケートやほかの部局でとっている都市全体のアンケートのデータを裏づけとして公園の整備の方向性のデータとして使っていただければと思います。そうしないと、今のような緑地や緑道を整備していくのは難しいのではないかと思います。公園のニーズ調査のアンケートの結果だとそちらの方向には絶対に行かないと思うのです。ですから、データのとり方やニーズの把握の仕方も今後は少し考えていく必要があるのではないかとということが私の意見です。

○近藤会長 ありがとうございます。

たくさん意見をいただきましたけれども、そろそろまとめたいと思います。

公園の機能分担の考え方についてたくさん意見をいただき、ありがとうございました。なるほどと私も思う意見もたくさんありまして、いい議論になったと思います。しかし、市から提案された方向性においては皆さんも賛成されていると思います。

ただ、質問が幾つかあって、それに市から回答いただきました。そして、最後まで残ったのは（説明資料 20）の公園をどういうふうに機能分担していくのかについての住民の意向の把握の仕方です。それから、住民の意向だけではなくて、その地域全体を考えた上でやっていったほうがいいのではないかと意見だったと思います。

そこで、まとめとしましては、事務局案に賛成とし、皆さんの意見をどういうふうに組み込むかは事務局と相談しなければならないのですけれども、そのあたりを答申案の中に組み込んで提出するということがいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、公園の機能分担の考え方につきましては、そのように答申案をまとめていきたいと思います。事務局で考えていかなければならないところが残りましたけれども、よろしく願いいたします。

皆さんから非常にたくさんのご意見をいただき、本当にありがたく思います。

時間も大分過ぎ、ちょっとお疲れになったと思いますので、ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。開始は15時半からにいたしますので、その間にご休憩していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[休 憩]

○近藤会長 石垣委員がまだ戻られていませんけれども、始めたいと思います。

事務局から連絡がございました。この会場は16時半には終わらなければならないということです。14時から始めまして、私としては非常にうれしいことに、皆さんに真剣にご議論をいただき、いいお話もいただきましたので、長引いてもいいと思っているのですが、会場の時間が16時半だということを頭に置いていただきたいと思います。

それでは、早速、2点目の有料運動施設のあり方について審議していただきたいと思えますの、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） それでは、有料運動施設のあり方についてご説明いたします。

【説明資料26】今回対象といたしますのは、公園に設置された有料施設のうち、利用及び施設数の多い野球場、サッカー場、テニスコートを取り上げます。これらの有料運動施設は、主として規模の大きな公園である総合公園や運動公園、地区公園などに主に配置されております。有料運動施設は、一定規模の整備内容となるため、下の表のとおり、更新費のコストが高いことが検討の背景となっております。今回の検討に当たっては、平成25年の各施設の利用状況の集計と関係団体へのヒアリングや利用動向調査を実施いたしました。

【説明資料27】次に、調査結果に対する札幌市の有料運動施設の必要数の考え方です。ピーク時の利用数が必要施設数、すなわち、ニーズであると考えます。言いかえると、ピーク時でも予約に余裕がある状態の場合は施設数が多い状態と考えます。ピーク時の平均利用率は、下の表にあるように、1年間の中で利用率が高い時間帯の上位五つの平均値として出しております。

野球場の例では、5月11日と7月6日が100%、6月23日と7月7日が98.8%、5月26日が98.7%でこれらの利用率の上位五つの平均値99%を平均利用率として出しております。

【説明資料28】それでは、施設ごとに見てまいります。

まずは、野球場とサッカー場につきましては、競技人口や利用状況はやや増加の傾向にあり、また、ピーク時の平均利用率を見ますと、それぞれ99%、100%と施設数以上の需要があると判断できます。したがって、野球場とサッカー場は今回の見直し対象とはせず、現状の施設数を維持していくことといたします。

【説明資料 29】 続きまして、テニスコートについてです。

まず、写真ですが、現在、有料テニスコートは主にアスファルトのハードコートと砂入り人工芝のコートの2種類がある状況です。競技人口、利用状況はほぼ横ばいの状況にあります。ピーク時の平均利用率は、平成25年度実績で89%となっており、ピーク時でも施設が余っている状態と言えます。

【説明資料 30】 ピーク時の利用率を公園ごとにあらわしたのがこちらの表になります。このグラフの左側の縦軸が平均利用率で、これを棒グラフで示しております。右側がコートの面数で赤い丸で示しております。

グラフの色ですけれども、黄土色が砂入り人工芝のコート、青色がハードコートを示しております。一番左のモエレ沼公園で見ますと、平均利用率は棒グラフで100%、色が黄土色なので、砂入り人工芝です。赤い丸印から面数は16面となります。右に行くほど平均利用率が低く、利用率が低い公園の中にはピーク時でも50%を切っている公園もあります。棒グラフの黄土色は砂入り人工芝のコートですが、ハードコートに比べて利用率が高い傾向にあり、設置面数の多い公園ほど利用率が高い傾向にあることがわかります。

【説明資料 31】 次に、テニスコートの利用状況を整理し、考え方をまとめます。

まず、左上です。利用件数は横ばいで、ピーク時の平均利用率は89%であり、100%に達しないことから総面数はニーズに見合わない、つまり、余る状態が続いていることから、施設数の検討が必要と考えます。

次に、右上です。面数の多い公園の利用率が高いことについて、総面数自体は余っているのですが、大会開催を可能とするなど、多面数を1カ所に設置することへのニーズは高いと考えます。

最後に、左下です。砂入り人工芝のコートの利用率が高いことについて、実際にニーズは高く、関係団体へのヒアリングにおいても要望があったことから、施設のグレードの検討も必要と考えます。

以上の整理を受けまして、テニスコートの整備の考え方は、全体の設置バランスを考慮しながら公園によっては面数をふやすことも検討しつつ、ピーク時平均利用率が100%に近づくよう総面積を減らしていく、砂入り人工芝のコートを標準のグレードとして整備すると考えております。

有料運動施設についての説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

要は、有料運動施設と言いましても三つありまして、野球場とサッカー場とテニスコートを対象とするということです。そのうち、札幌市が考えていただきたいと言っている一つ目は野球場とサッカー場についてで、現状の施設数を維持していくことでどうでしょうかということ。二つ目はテニスコートで、(説明資料 31)にありますように、総面数の数を減らし、少しグレードアップするという考え方についてご意見をいただきたいとい

うことですけれども、いかがでしょうか。

主に二つの論点がありますが、全般を通して質問はありますでしょうか。

○上田委員（説明資料 31）の最後の全体の配置バランスを考慮しながらとありますが、配置バランスというのは地理的な配置ということでしょうか、教えてください。

○事務局（東山みどりの管理課長） ふやせるところで面数をふやす、あるいは、撤去したり別のものにしたりする、あるいは、総面数を減らすなど、増減のバランスということで、地理的なバランスではございません。

○近藤会長 同じ場所でも面数をふやすことがあるということですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 可能な場合には、利用が多くてさらに増設が可能な箇所がございましたら面数をふやす方法で検討していきます。面数がふやせられないで利用率も低いところは減らしていくという両方をやりつつも、総面数としては減らしていきたいという考え方でございます。

○上田委員 先ほど公園の誘致圏の話があったので、もしかしたらこの地区はテニスコートが多いから減らしていいという地理的なバランスもあるのかと思っただけです。

○山田委員（説明資料 26）で利用状況の集計、関係団体へのヒアリングを平成 22 年に実施したということですが、野球関係は少年野球を含めて、サッカーもそういった団体はたくさんあると思うのですけれども、テニスについての関係団体について教えていただきたいと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） テニスについてヒアリングした関係団体は、札幌ソフトテニス連盟です。

○山田委員 いわゆる、軟式テニスですね。硬式テニスの団体からは意見を聞いていないということですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） ヒアリングに関してはソフトテニスの連盟にヒアリングしておりまして、硬式ではございません。

申しわけございません。会長、訂正してよろしいでしょうか。

○近藤会長 どういうふうに訂正されますか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 今のは軟式テニスに対する聞き取りで、硬式テニスに関しましては、札幌テニス協会にヒアリングを行ってございます。

申しわけございません。訂正させていただきます。

○近藤会長 僕から質問です。

（説明資料 26）では、各施設の利用状況の集計をパワーポイントに入れてありますね。ヒアリングについてはパワーポイントには出ていないのですけれども、大ざっぱで結構ですので、どんなことをヒアリングされて、どんな結果が出たのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） ヒアリングの内容といたしましては、競技人口や大会数がどのように推移しているかについてヒアリングを行っております。

○近藤会長 では、団体に聞いただけで、この資料に直接書かれていない。いただいた

パワーポイントの資料ではどれだけ利用したかということだけだから、競技人口の推移などのヒアリングの結果は入らないのですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 競技人口といいますか、愛好者数の近年の状況についてヒアリングいたしまして、実際のコートの利用率については実際の数字を使ってございます。

○近藤会長 関係団体にヒアリングしたけれども、実際の利用状況には競技人口の推移は反映されていないということですね。

このパワーポイント、あるいは、説明について、ほかに質問はございませんか。

○久保田委員 ただいまのヒアリングの競技人口のトレンドはどうなっていたのかをお聞きしたいと思います。

というのは、ニーズがないのであれば、それに応じて縮小していてももちろんいいと思うのですが、将来的にテニスをする人たちがふえていくのか減っていくのかということとあわせて合理性を説明されたほうがいいのではないかという気がいたしました。

また、単純な質問ですが、仮にテニスコートを廃止したら、その後はどういうふうに使われることになるのでしょうか。場所によって違うのかもしれないのですが、方針が何かおありでしたらお聞きしたいと思います。

○近藤会長 競技人口の増減を考慮して計画を立てたほうがいいのではないかとということ、廃止した後はどうするのかということです。何かお考えがありましたら、事務局でお願いします。

○事務局（東山みどりの管理課長） 将来的なテニス人口がどうなるかまでは予測はなかなか難しいのですが、テニスコートの存廃を決めるのは、数がそれほどございませんし、毎年、何面がなくなっていくという性質なものではございませんので、そのときそのときの利用率を把握して、利用率の変化を見ながら考えていきたいと思っております。

それから、もしなくなった場合どうなるのかについてです。それは、地域の皆さんとの話し合いの中で、例えば芝生の広場が欲しいといった場合、あるいは、有料施設としてはなくなるけれども、無料施設としてハードコートのままで残していくといった選択肢もあるかと思えます。ただ、有料施設として維持管理することを廃止するというところでございます。

○小篠委員 野球場とサッカーコートについてはわかりやすいかと思っておりますけれども、テニスコートについてです。

○近藤会長 二つありますので、まず、野球場とサッカー場から片づけていきたいと思えます。

まず、テニスコートについてはいろいろ出ていましたけれども、野球場とサッカー場についてはありませんか。野球場及びサッカー場は見直しの対象とせず、現状の施設数を維持していくということよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、これはこういう形でいきたいと思います。

それでは、テニスコートに入ります。

○小篠委員（説明資料 30）のグラフについて質問です。

赤丸がついている利用率が低いほうは、2面ずつ整備されているのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 2面です。

○小篠委員 2面で利用率の差がこれだけできるのは、周辺のいろいろな環境の問題もあるだろうと思います。それは何かというと、テニスの場合、民間のスポーツセンターやテニスクラブなどに所属して、そちらでレッスンを受けたり、面貸ししているところでプレーをする利用形態は結構あるのです。ですから、そういう民間施設が周辺にあるから住区の公園の利用率が下がっているのとか、全般的にテニスをする人たちはその周りに余り住んでいないとか、いろいろな事情があると思うのです。ただ、民間施設の動向に結構左右されることがテニスの場合は多いのではないかと思うのです。

ですから、競技団体にヒアリングするだけではなくて、存廃を本当に考えるのであれば、民間施設との役割分担を考えることが基本でしょうから、そういう中で見ていくということも大事ではないかと思います。

○近藤会長 テニスコートに集中したいと思いますので。テニスコートで全体の設置バランスを考慮しながら、ピーク時平均利用率が100%に近づくよう総面数を減らしていく、そして、利用率の多いところは面数をふやすことも考えるし、少ないところは廃止することも考えながら、全体的に徐々に減らしていくというお話だったと思います。それから、人工芝を標準のグレードとして整備の仕方をするという二つの方向の提案ですけれども、これについていかがでしょうか。

また、先ほど小篠委員が言われたように、廃止するにしてもふやすにしても、そのときには周辺の状況も考えてくださいという話だったのですけれども、意見はありませんか。

○新海委員 整備の考え方で、全体の設置バランスを考慮しながらということですが、ここに公園の名前が出ているのですけれども、位置関係やどのぐらいのバランスであるのかというのがもしわかるようなものがあればお願いします。どこかに何か集中しているためにすごく多いのかとか、その地域自体が本当はないのかはわかりますか。

○近藤会長 資料がありますか。プロットした図を出していただけたらと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 【スクリーン資料】今スクリーンにお出ししております。有料施設のテニスコートの配置の状況でございます。

黄土色が2面のコート、オレンジ色が3面から10面のコート、オレンジ色の濃いものが10面以上のコートです。緑色で枠囲いしているのが砂入り人工芝で、茶色で枠囲いしているものがハードコートでございます。

中央区にはほとんど配置されておりません。それ以外の区はどこが少ないとかどこのバランスがいいかとかはありますけれども、離れた感じで配置されているかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。ぱっと出てくるところに感心いたします。

これを見て、提案についての賛成、反対ではないのですけれども、利用率が低いところは地図で言うと大体どのあたりでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 清田南公園、星置公園など、東西の外れは利用率が低い状態になってございます。

○新海委員 星置公園と前田公園は利用率が低いのですけれども、明日風公園などは砂入り人工芝で高いので、人気が集中して、ほかには行っていないということが考えられるのであれば、逆にふえているけれども、前田も砂入り人工芝にすればふえるのかなと思うのです。そういう調査や、ふやしたらこちらでやりますかというような資料があれば、それを踏まえて変えていくのはいいのかなとこれを見て思いました。

○近藤会長 人工芝のほうが人気はあるのだけれども、データがあるのかという話です。ただ、これを見たらなんとなく傾向がわかりますね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 砂入り人工芝に変えたところでは、一般的に利用率が上昇している傾向にございますが、全体として見ると利用率は変わっていないので、その分、どこかの公園の利用率が減っている状況になってございます。

○山田委員 私の家の近くでは、西岡中央公園にハードコートが2面あって、吉田川公園にも2面あります。

利用率の数字を見ていると、これはあくまでもお金を払ってやっている人の数字しか出ていないのではないかと思います。それしか出せないのはわかるのですけれども、実際に利用状況を見ていると、お金を払わないで使っているケースがまま見られるので、潜在的な需要はもっとあるのではないかとおもうのです。

○近藤会長 お金を払わずできるのですか。

○山田委員 利用手続きの煩雑さや、管理方法に問題があるのではないかとおもいます。

○近藤会長 お金を払わなくても実はできるのではないかとという話です。

○事務局（東山みどりの管理課長） 面数の多いところだと、常駐している人が管理することは可能ですが、2面や4面のところには人が常時ついて鍵を管理することはできない実態ですので、入り込んでやっている方もいらっしゃるかもしれません。

今回の利用状況についてはお金をきちんと払って利用していただいている方の数字です。そして、今回ご審議いただくのは、有料施設として存廃を考えるもので、先ほど申し上げましたけれども、その後に無料の施設で残るという選択肢は地域とのお話し合いの中では出てくるのかと考えてございます。

○近藤会長 グレードがちょっと落ちてもいいから無料で使わせてくれという話が出ればそれも考えるということですね。

○久保田委員 専門外ですが、今のお話で、利用率が低い理由は何かあるのですか。例えば、2面しかないコートの利用率が押しなべて低いのは、利用者が行っても多分埋まっているだろうと考えて避けるのではないとか、あるいは、交通の便で、車で行ける行けないなど、また、先ほどの無料のコートや民間施設が近くにあるかどうか重要な要素だと

思います。そのあたりは何かあるのですか。

もう一つは、先ほどの前の議題と同じ質問になってしまうのですが、テニスコートの利用者数を上げることが政策の目標になるのですか。それとも、そうではなくて、今ある施設の今の利用状況に合わせて運営規模やコストを縮小していくことが目標になるのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 利用率が低い理由として考えられるのが、コートの仕様だと思います。ハードコートの場合は、利用率が余り高くない傾向がございます。そして、面数が少ないところの利用率が低い状況でございます。ただ、有料施設を利用される方は、そう遠くまでは行かないのかもしれないのですけれども、車で大体移動されると思いますので、地理的なものは余り考えられないかなと考えております。その他の理由については、そこまではっきりつかんでおりません。

○近藤会長 おっしゃったのは（説明資料 30）の情報だけですね。（説明資料 30）を見ると、利用率の少ないところはハードコートが多く、また、設置面数が少ない傾向があるというお話ですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 利用率を上げる施策を進めるのかということですが、みどりの推進部としては公園の管理の中の運動施設の一つとして利用率を上げていくことには部として特段取り組んでいないのですが、有料施設については指定管理者制度が敷かれてございますので、サービス面における指定管理者での利用率を上げる努力はしている状態でございます。

○久保田委員 もし利用率を上げるのであれば、その策にはいろいろとアイデアがあるのではないかと思うのです。もうやっておられるのかもしれませんが、例えば、利用状況、予約状況みたいなものをウェブ上で見られるようにして、今、どこが埋まっっていて、どこが使えるのかということがわかるようにするのです。今はコストのことは度外視して申し上げていますが、それが施策と必要なのであれば、利用促進策みたいなものもあわせて考えることがあってもいいのではないかと思った次第です。

○近藤会長 私も気がつかなかったけれども、ネットでここにアクセスしたら、テニスコートの利用状況がわかるというのはいいかもしれませんね。

○上田委員 基本的な質問ですが、有料施設である場合と有料施設でなくなった場合でメンテナンスにかかるコストはどれぐらい変わるのでしょうか。

結局、利用者の立場からすれば、無料施設になったほうがうれしいですね。砂入り人工芝コートのほうがハードコートよりもメンテナンスにかかるコストが断然高いのであれば、利用する側としてはハードコートのままで無料のほうがうれしいのかなど、そんなことをいろいろと考えてしまうのです。ですから、メンテナンスのコストが無料と有料でどれぐらい違うのか、また、ハードコートと砂入りでどれぐらい違うのか、基本的な情報として教えていただきたいと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 維持管理に係る費用についてです。

テニスコートは、清掃等で年間に2面のコートで約12万円ほどです。無料のコートでは、清掃ということであれば特にかわりはないです。ただ、ネットが破れた、水がたまっているから補修するといったこまごまな補修については有料施設ではきちんとやっていたかなければならないということで、何か不具合があったときに係る費用は有料施設のほうが多くなっているかと思います。

○上田委員 無料のほうでも、結局、苦情が寄せられた場合はそれを整備するのですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 管理レベルの差ということで、我慢していただく部分は無料のコートのほうが多くなるかと思います。

○椎野副会長 有料施設のあり方の中のテニスコートの整備の考え方については、私は賛成でございます。ただ、（説明資料30）のグラフを見せていただきますと、平均が89.1%とあるのですが、これより高いものは残して整備を進めて、これより低いものは廃止をしていくという方向で考えづけをするのは合理性があるとは思いますが。

しかし、先ほどの空間の分布みたいなもので見ると、恐らく、左側の名称を見る限り、市内にかなり分散しているのかなというふうな印象があります。そこで、これをやった結果、空白地域といいますか、テニスコートがある公園が地域で偏在するような状況になってしまうと余り好ましくないかなと思います。ですから、これを進めた結果、著しく空白になるような地域が存在するようであれば、現存の施設をもう少し再整備していくというふうな計画の柔軟性を持たせた考え方が必要ではないかと思います。

○近藤会長 地理的な分布や人口にもよると思うのですが、地理だけで見て、ここでテニスコートを増やしても、そこに人がいなかったらちょっとつらいところもあったりすると思うので、いろいろな要素を考慮していただきたいと思います。

○池上委員 基本的な質問ですけれども、利用料金はコートによってかなりばらつくのでしょうか。もしかしたら、金額でもって高いところを避けているという可能性もあるのではないかと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 公園内の有料テニスコートの1時間の金額は基本的には同じです。ただ、指定管理者で料金設定を変えることが可能なものですが、たしか全てが一緒で、札幌市の公園のテニスコートであれば同じ値段になってございます。

○近藤会長 テニスコートについてほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 質問が多かったと思いますけれども、（説明資料31）の整備の考え方で、全体の設置バランスを考慮しながらピーク時の平均利用率が100%に近づくように総面数を整えていくということです。しかし、表現がちょっとわかりにくいので、もうちょっと具体的な表現にしたほうがいいのかと思います。繰り返しになってしまいますけれども、使われていないところは少し減らそうという考え方です。それから、グレードを上げて砂入り人工芝にしようという大きな方向についてはご了解をいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

参考になるご意見もございましたので、それを答申の中にどの程度入れるか、あるいは、どういう形で入れるかは、事務局とご相談させていただければありがたいと思います。そういうことで有料運動施設のあり方についての審議は終わりにいたします。

初めは2時間というご案内でしたので、そのご予約で来られる方もおられるかと思いますが、どうでしょうか。

トイレについてはご意見が割と多いと思いますので、この会議だけではなかなか終わらないような気がします。事務局で予定されていた回数よりもふえてしまうかもしれないのですが、それでもよろしいでしょうか。

○池上委員 私だけ先に帰らせていただければと思います。

○近藤会長 あと20分です、これは終わらないと思います。

ですから、お急ぎなら、どうぞ。

3番目は次回に回したいと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 次回に回していただいて、その後になんかについては、審議会の回数をふやすのかどうなのかはあるかだと思います。

○近藤会長 早く終われば、予定の回数内で終わるでしょう。

では、トイレにつきましては、ご意見が割とあると思いますし、あと20分です、急いでもいい審議はできないと思いますから、次回にしたいと思います。

○大高委員 次回に回すのはいいのですが、委員の皆さん方の公園トイレのあり方に関する考え方は一度で聞くのもいいのですが、公園のトイレのあり方についてそれぞれレポートを出してもらって、それを事務局で集約したら、もうちょっと迅速になるでしょうし、それをもとにしてやれば議論が濃いものになるのではないかと思います。

○近藤会長 そういう意見がありますけれども、僕はちょっとしんどいですね。

正直、僕も日々忙しいので、家でこれをもう一回読んでレポートを書くのはかなりつらいですね。ただ、皆さんがぜひそれがいいと言うならそうしますけれども、どうですか。

○上田委員 せっかく準備していただいたので、せめて説明だけでも聞かせていただきたいと思います。

○近藤会長 15分で説明できますか。

○事務局（東山みどりの管理課長） はい。

○近藤会長 それでは、説明だけしていただきたいと思います。

休んでいる方もおられるので、多分、次回も同じような説明もされると思いますけれども、説明だけやっておきましょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） それでは、公園トイレのあり方についてご説明いたします。

○近藤会長 レポートを書かなくとも、頭の中である程度心づもりしていただければと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 【説明資料 33】初めに、札幌市の公園トイレの現状と課題をご説明いたします。

一つ目は、利用が少ない公園トイレがあるということです。これについては、後ほど（説明資料 37）でご説明いたします。二つ目は、公園トイレの数が 888 棟と数が多く、維持管理費や更新費の負担が大きいということです。公園トイレの維持管理費の総額は年間約 3 億円で、1 棟当たりでは年間 35 万円の費用がかかっています。これは左のグラフにありますように、公園維持管理費全体の 14% を占めており、右隣の黄色の遊具に係る維持管理費に匹敵してございます。

また、公園トイレの更新費には 1,300 万円ほどかかります。例えば、街区公園の標準面積である 2,500 平方メートルの公園を再整備する場合、工事全体額の 4 分の 1 ほどをトイレ更新費が占めることとなります。

【説明資料 34】次に、公園種別によるトイレの考え方を整理したいと思います。

公園種別の中でも、近隣公園以上、つまり、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、その他の公園については、多様な施設があることから、また、公園利用者の長時間の滞在も想定されることから、公園トイレの必要性が高いと考えております。

そこで、街区公園のトイレについて、存続、廃止の検討を行います。

【説明資料 35】街区公園の公園トイレについて、札幌市では平成 23 年に街区公園の公園トイレの利用調査を行っております。この調査は、遊水路や少年野球場などの施設の有無に留意して 17 公園で調査を行いました。

まず、全体的な結果ですが、公園トイレの利用はトイレだけを利用しに公園を訪れた人数がトイレ利用者全体の 8 割を占めるという結果になってございます。対して、遊具や運動施設など、公園内の施設を利用した人のトイレ利用は 2 割以下という結果になってございます。

【説明資料 36】次に、こちらのグラフは、その結果を公園ごとに分けたものでございます。

棒グラフの赤色部分が公園内の施設利用者、ほかの施設の利用した方のトイレ利用、グレーがトイレのみを利用された方の利用者数です。トイレ利用全体の結果を見ますと、公園によってトイレの利用状況にばらつきが見られました。一方で、施設によるトイレ利用の傾向は判然としませんでした。

【説明資料 37】次に、棒グラフの赤色部分の公園施設利用者のトイレ利用に限った結果を見てみます。

公園によってトイレ利用にばらつきが見られるのは先ほどと変わりませんが、施設としては、遊水路のある公園は利用が多い傾向にございました。ただ、それ以外の施設によるトイレ利用の傾向は判然としませんでした。また、利用人数が 1 日平均で 1 人にも満たないなど、利用が極めて少ないケースも複数見られました。

【説明資料 38】また、札幌市では、昨年、公園トイレに関する市民アンケートを実施し

ております。身近な公園において利用の少ない公園トイレを廃止することについて質問をしたところ、6割以上の方が「妥当だと思う」と回答されています。その理由としては、ほとんど使われていないなどが主に見られました。一方で、約2割の方が「反対」と回答されています。その理由として、子どもや高齢者が不便になる、イベントで時々多くの人を使うなどの意見が主に見られました。

【説明資料 39】以上の結果から、公園トイレのあり方について考え方をまとめます。

まず、利用の少ない公園トイレを廃止していくことを基本的な考え方とします。公園トイレは、維持管理費や更新費が高く、廃止によりほかの施設の管理費の費用に当てることができます。この考えは、アンケートの結果から市民の理解がおおむね得られるものと考えております。

なお、公園トイレ利用の有無については、公園内施設利用者のトイレ利用状況で判断することといたします。トイレのみの利用者につきましては、大半が車両を利用しているため、そういった方には付近の近隣公園や地区公園のトイレを利用していただければと考えます。

この基本的な考え方に基づく公園トイレ存廃の考え方を次に示します。

【説明資料 40】公園トイレの存廃の考え方といたしましては、まず、近隣公園以上の公園トイレは存続させることといたします。これは長時間の滞在が想定されるためです。対して、街区公園の公園トイレは基本的に廃止といたします。調査の結果、利用の少ない公園が多く見られたためです。ただ、街区公園でも遊水路のある公園は、調査でトイレ利用者数が多かったことから存続させることといたします。

【説明資料 41】以上の考え方で廃止対象となった街区公園のトイレについては、地域にお住まいの方々と話し合い、利用状況などを見きわめた上で存廃の最終的な判断をすることになります。これは、調査の結果、街区公園でも利用の多い公園トイレも見られたことや、立地条件や地域の利用などで地域ニーズの高い場合があるなど、個々の公園の現状によっては存続の判断が適当である場合もあると考えられるからです。なお、存続させる場合も小規模トイレに変更したり、清掃作業を地域に担っていただくなど、更新や維持管理のコストの縮減方法を検討いたします。

【説明資料 42】以上の考え方と具体的な棟数をフローにまとめました。

まず、近隣公園以上の公園トイレ393棟は存続、街区公園の公園トイレは基本的に廃止しますが、遊水路がある公園のトイレ20棟は存続、また、残る475棟については地域の方との話し合いの中でトイレ利用が多いか、ニーズは高いのなどを検討し、その上で廃止か存続かの最終判断といたします。

公園トイレのあり方についての説明は、以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

今、ご説明をいただいた中でご質問が思い浮かんだ方がいらっしゃると思いますけれども、初めに申し上げましたように、時間がありませんので、きょうの審議はこれで終わりたい

と思います。

ただ、トイレに関するの札幌市のご提案は、（説明資料 39）と（説明資料 41）に集約されていると思います。レポートは書かなくていいですので、きょうのことを思い浮かべて次回に臨んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局に司会をお返ししたいと思います。

3. その他

○事務局（山縣みどりの推進課長） 本日も、前回の審議会に引き続きまして大変熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回の審議会のスケジュール等につきましては、事務局内部でも協議の上、会長にもご相談させていただき、また、事前に委員の皆様のご都合を確認させていただいて、調整の上、ご案内を差し上げたいと思っております。

4. 閉 会

○事務局（山縣みどりの推進課長） 以上で終了させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上